

## § 2015年3月期決算 超まとめ

### (トピック 来期適用初年度 企業結合会計基準) §

※2015年3月期決算のトピックとして、2014年3月期に適用初年度だった退職給付会計の改正について、初年度にBS(純資産の部)に計上した未認識項目である「退職給付に係る調整累計額」(その他の包括利益累計額)を2年目は取崩し、連結包括利益計算書に「退職給付に係る調整額」とし組替える処理が挙げられます。

(<http://encourageandcompany.com/wp-content/uploads/2014/03/c9a42e470e1f1adfa8a1d78f5286d9f1.pdf>)

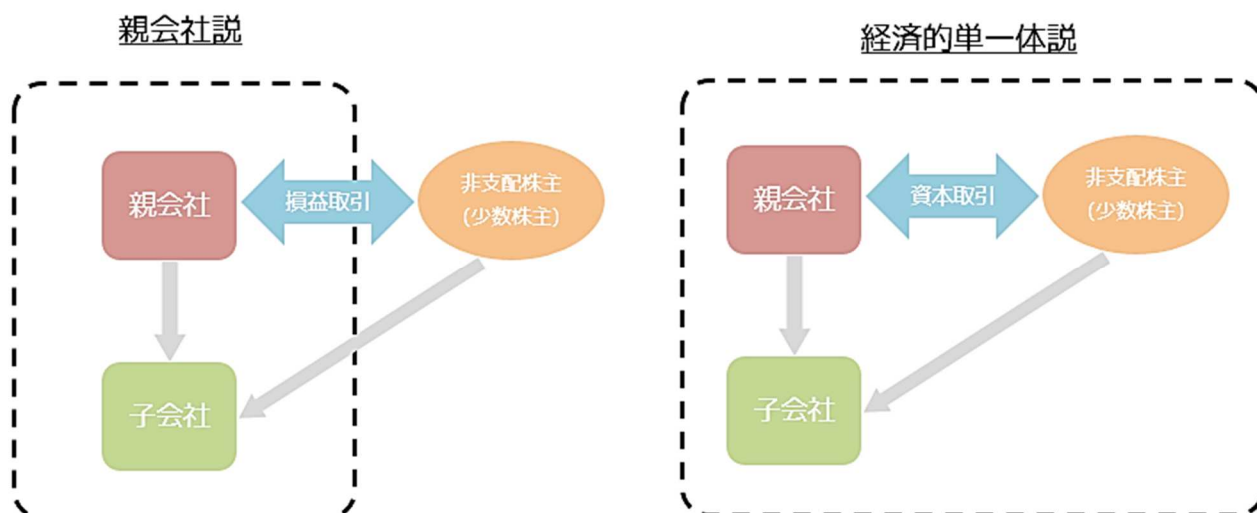
しかし2015年3月期決算はこの他に大きなトピックがなく、来期適用初年度となる企業結合会計基準の改正の方が圧倒的にトピックであると考え、ここでは来期適用初年度となる企業結合会計基準の改正について記載します。

#### □連結基礎概念 親会社説と経済的単一体説

我が国の会計基準が採用する連結基礎概念は親会社説に立っており、連結財務諸表は親会社の株主の為に作成するものとしております。この点IFRSでは明示はないものの経済的単一体説に立っており、連結財務諸表は親会社株主のみならず企業集団を構成する親会社および子会社のすべての株主の為に作成するものとなっております。

国際的な会計基準の動向に企業結合会計基準も歩調を合わすべく平成25年9月13日に改正され、原則適用が平成27年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からとなります。

この連結基礎概念の転換から来期以降下記□印の各項目に変更点が生じます。親会社説は非支配株主(少数株主)との取引を「損益取引」と捉え、経済的単一体説は「資本取引」と捉えると、本質的な違いの理解が促進すると思います。



# Encourage & Company

## □表示の変更

改正前	改正後
少数株主持分	非支配株主持分
少数株主損益	非支配株主に帰属する当期純利益
少数株主損益調整前当期純利益	当期純利益
当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益

※1 株あたり当期純利益の計算は従来どおり、改正前の当期純利益であり改正後の親会社株主に帰属する当期純利益をベースとする

◇表示の変更を受け、連結損益計算書は以下のようになります

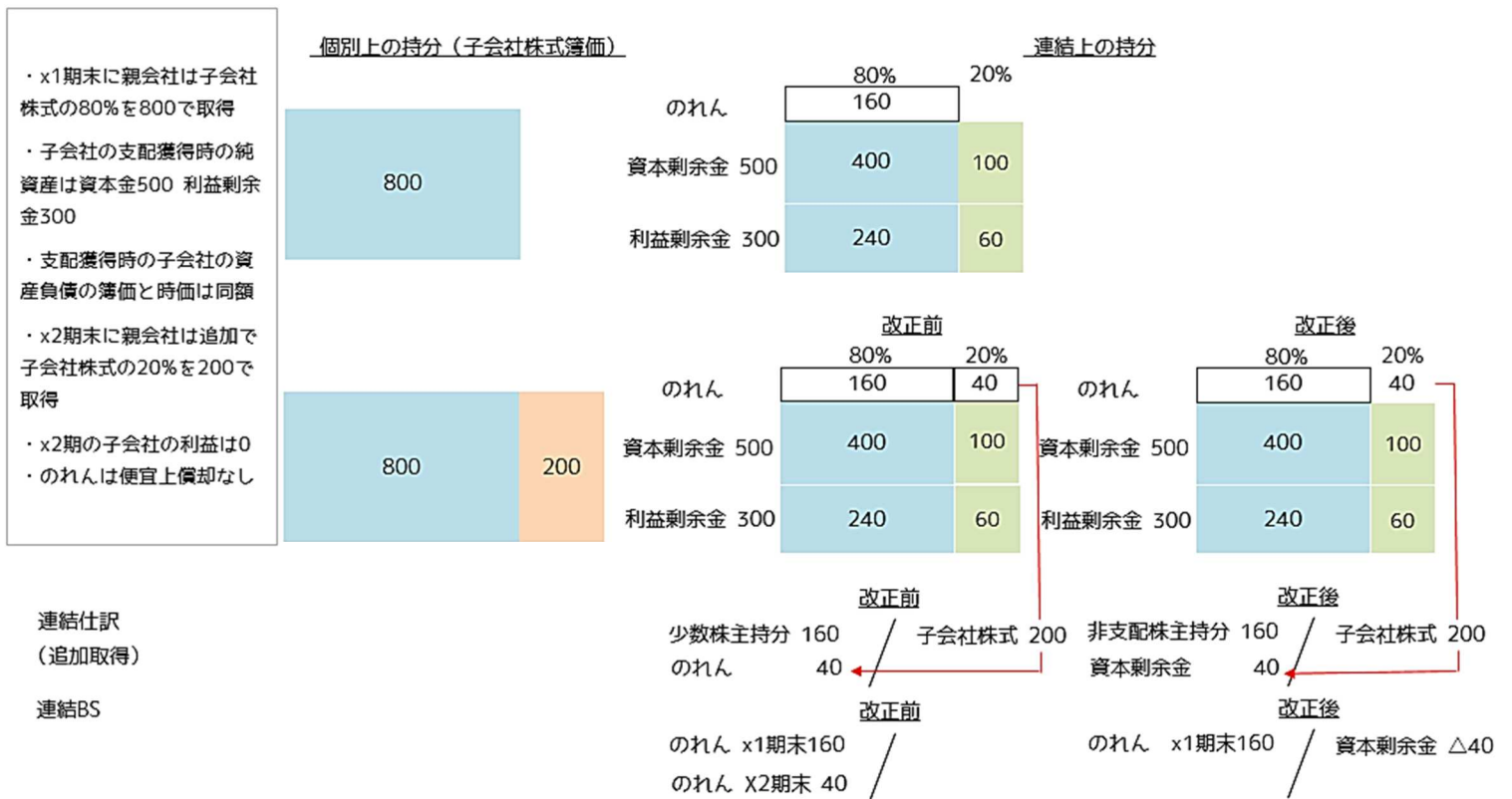
改正前		改正後	
<連結損益計算書>		<連結損益計算書>	
税金等調整前当期純利益	2,200	税金等調整前当期純利益	2,200
法人税等	900	法人税等	900
少数株主損益調整前当期純利益	1,300	当期純利益	1,300
少数株主利益	300	非支配株主に帰属する当期純利益	300
当期純利益	1,000	親会社株主に帰属する当期純利益	1,000
<連結包括利益計算書>		<連結包括利益計算書>	
少数株主損益調整前当期純利益	1,300	当期純利益	1,300
その他の包括利益		その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	530	その他有価証券評価差額金	530
繰延ヘッジ損益	300	繰延ヘッジ損益	300
為替換算調整勘定	△180	為替換算調整勘定	△180
持分法適用会社に対する持分相当額	50	持分法適用会社に対する持分相当額	50
その他の包括利益合計	700	その他の包括利益合計	700
包括利益	2,000	包括利益	2,000
(内訳)		(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	1,600	親会社株主に係る包括利益	1,600
少数株主に係る包括利益	400	非支配株主に係る包括利益	400

# Encourage & Company

□ 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動

	改正前	改正後
子会社株式の追加取得	追加取得と追加投資との間に生じた差額は、のれん（または負ののれん）とする	追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、資本剰余金とする

## ◇ 子会社株式の追加取得の設例

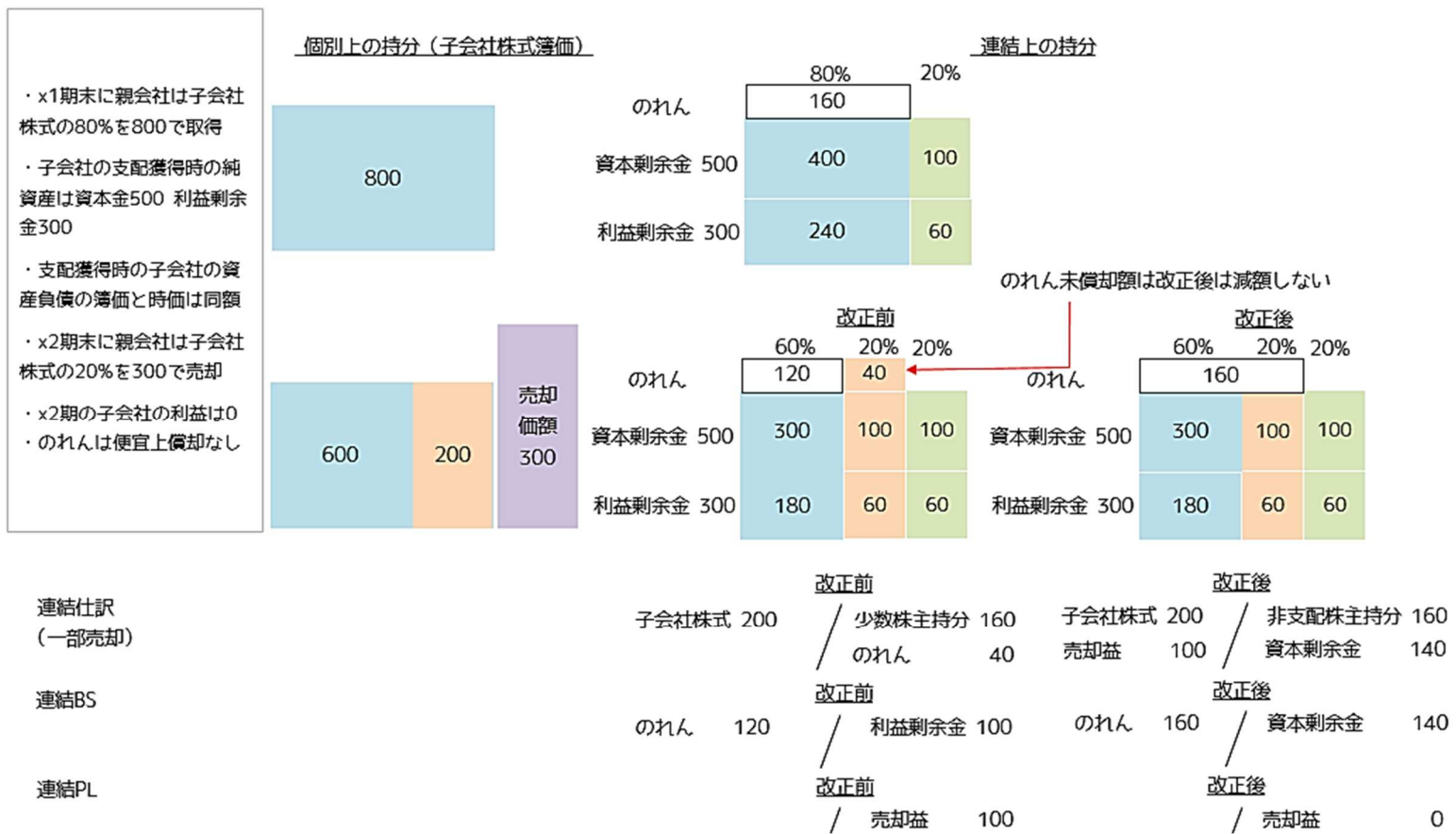


# Encourage & Company

□ 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動

	改正前	改正後
子会社株式の一部売却	売却による親会社の持分の減少額と投資の減少額との間に生じた差額は、子会社株式の売却損益の修正とする	売却による親会社の持分の減少額と売却価額との間に生じた差額は、資本剰余金とする

◇ 子会社株式の一部売却の設例



# Encourage & Company

□ 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動

◇ 連結キャッシュフローの表示の変更

	改正前	改正後
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュフロー	投資活動によるキャッシュフロー	投資活動によるキャッシュフロー
連結範囲の変更を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュフロー	投資活動によるキャッシュフロー	財務活動によるキャッシュフロー

# Encourage & Company

## □取得関連費用の取扱

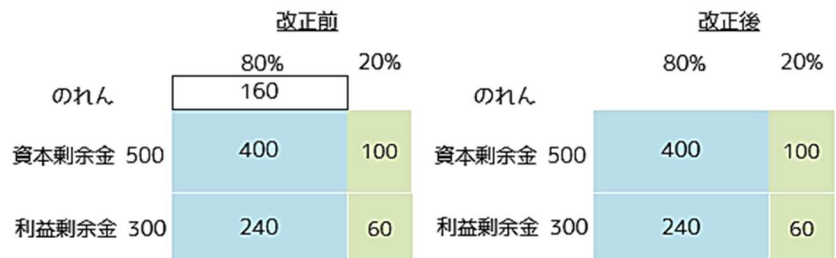
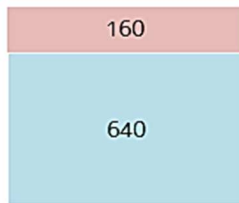
改正前	改正後
企業結合における取得関連費用のうち一部について取得原価に含める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生した事業年度の費用として処理する</li> <li>・個別財務諸表における子会社株式の取得原価は従来と同様の取扱になる</li> <li>・主要な取得関連費用は注記</li> </ul>

## ◇取得関連費用の設例

### 個別上の持分（子会社株式簿価）

### 連結上の持分

・ x1期末に親会社は子会社株式の80%を800で取得  
 ・ 800のうち、160は外部のアドバイザー等に支払った取得関連費用である  
 ・ 子会社の支配獲得時の純資産額は資本金500 利益剰余金300  
 ・ 支配獲得時の子会社の資産負債の簿価と時価は同額



### 連結仕訳

改正前				改正後			
資本金	500	子会社株式	800	支払手数料	160	子会社株式	160
利益剰余金	300	少数株主持分	160	資本金	500	子会社株式	640
のれん	160			利益剰余金	300	非支配株主持分	160

# Encourage & Company

## □適用初年度の取扱

- ◇遡及適用が原則であるが、期首から将来にわたっての適用も容認されている
  - ・過去の期間の全てに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を期首資本剰余金及び利益剰余金に加減する方法  
(支配喪失し既に連結除外した子会社も対象。為替換算調整勘定にも影響が及ぶ)
  - ・期首から将来にわたって適用する方法

## ◇期ズレ子会社で企業結合がある場合の取扱

- ・親子会社の会計方針は統一するのが原則であるため、連結修正が必要

遡及適用か、期首から将来にわたって適用かの2択になりますが、経理側の実務負担を考えれば当然後者を選択したくなります。しかし追加取得と取得関連費用の取扱に着目すると、通常のれんの額が減少するのでBSを小さく見せたい経営側の意向で遡及適用を選択する会社が意外に多いのではないかと予測します。経理側の視点に立てば、追加取得が最近であることを祈ります。

2015年2月15日  
株式会社 Encourae&Company  
堀 洋三